

保連発0930第2号  
令和2年9月30日

総務省自治財政局準公営企業室長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長



公立病院における「オンライン資格確認」の開始について  
(協力依頼)

日頃より、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、マイナンバーカードを活用した各医療機関における「オンライン資格確認」の開始に向け、別紙のとおり各都道府県宛通知を発出しました。

これまでも地方公共団体においては、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでいただいているところでありますが、「オンライン資格確認」の開始により、医療費の自己負担額が高額となった場合でも、窓口での限度額以上の一時的な支払いが不要になるなど、マイナンバーカードを取得した住民にとっても様々なメリットがあるところです。

このため、特に住民に身近な地方公共団体が開設している公立病院（地方独立行政法人が開設する病院を含む。以下同じ。）については、「オンライン資格確認」のシステムが稼働する令和3年3月中に、「オンライン資格確認」が実施できる体制を整え、マイナンバーカードを取得した住民に利便性を実感して頂くことができるよう準備を進めておくことが極めて重要と考えられます。

貴室におかれましては、このような状況を踏まえ、公立病院における「オンライン資格確認」の令和3年3月中の開始に向けて、関係者への周知等公立病院における取組みの促進についてご協力頂きますようお願い申し上げます。

(参考) 「オンライン資格確認」を令和3年3月中に開始するために各公立病院等において必要と考えられる作業及びスケジュール

- ① 令和2年10月のできるだけ早い時期までに、社会保険診療報酬支払基金が開設した「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)において、アカウント登録、「オンライン資格確認」に用いる

顔認証付きカードリーダーの無償提供の申込を行うこと

- ② ①と並行して、各公立病院のシステム保守管理を担当している事業者に、「オンライン資格確認」の導入に伴う既存システムの改修内容についての相談、必要経費の見積もりを行うこと
- ③ 既存システムの改修等に追加的な予算措置が必要な場合は、各地方公共団体において令和2年12月議会に補正予算案を提出すること（予算要求に当たっては事前に地方公共団体の予算担当課と十分な打ち合わせをしておくこと）。必要な予算が確保された後、速やかに既存システムの改修等に着手すること。